

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成19年8月9日(2007.8.9)

【公開番号】特開2006-341122(P2006-341122A)

【公開日】平成18年12月21日(2006.12.21)

【年通号数】公開・登録公報2006-050

【出願番号】特願2006-252106(P2006-252106)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F

A 6 3 F 7/02 Z E C

A 6 3 F 7/02 3 2 8

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月22日(2007.6.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

有価価値が関連付けられた記録媒体を受け入れ、該有価価値に基づいて遊技媒体を貸し出す処理を行う記録媒体処理装置と、前記遊技媒体を用いて遊技を行う遊技機とを有する遊技システムにおいて、

デビットカードからカード情報を読み取り、該カード情報と指定金額とを通信回線を介してデビットシステムに送信することにより、当該カード情報に対応した口座から前記指定金額を引き落とす決済処理を行わせる決済処理端末と、

前記決済処理端末による決済処理の完了により該決済処理に係る指定金額に対応した有価価値が関連付けられた記録媒体を発行する媒体発行機と

を具備し、

前記決済処理端末は、

前記決済処理に係る利用制限情報を記憶する記憶手段と、

前記決済処理端末による前記決済処理に際して、該決済処理が前記記憶手段に記憶された利用制限情報で規定される利用限度範囲内か否かを判定する判定手段と、

前記判定手段により前記決済処理が前記利用限度範囲内でないと判定された場合は、該決済処理を禁止するように規制する規制手段と

を具備する遊技システム。

【請求項2】

有価価値が関連付けられた記録媒体を受け入れ、該有価価値に基づいて遊技媒体を貸し出す処理を行う記録媒体処理装置と、前記遊技媒体を用いて遊技を行う遊技機とを有する遊技システムにおいて、

デビットカードからカード情報を読み取り、該カード情報と指定金額とを通信回線を介してデビットシステムに送信することにより、当該カード情報に対応した口座から前記指定金額を引き落とす決済処理を行わせる決済処理端末と、

前記決済処理端末からの決済処理の完了通知により該決済処理に係る指定金額に対応した有価価値が関連付けられた記録媒体を発行する媒体発行機と、

会員カードから会員情報を読み取り、該会員情報に基づき各会員に対応した処理を行う

会員管理端末と、

会員情報を記憶し、前記会員管理端末から受け取った会員情報に基づき会員の管理を行う会員管理装置と

を具備し、

前記会員管理装置は、

前記決済処理に係わる利用制限情報を前記会員情報に対応して記憶する記憶手段と、

前記決済処理端末による決済処理に際して、前記会員管理端末から受け取った会員情報に基づき該決済処理が前記記憶手段に記憶された利用制限情報で規定される利用限度範囲内であるか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段により前記決済処理が前記利用限度範囲内でないと判定された場合は該決済処理を禁止するように規制する規制手段と

を具備する遊技システム。

【請求項3】

有価価値が関連付けられた記録媒体を受け入れ、該有価価値に基づいて遊技媒体を貸し出す処理を行う記録媒体処理装置と、前記遊技媒体を用いて遊技を行う遊技機とを有する遊技システムにおいて、

デビットカードからカード情報を読み取り、該カード情報と指定金額とを通信回線を介してデビットシステムに送信することにより、当該カード情報に対応した口座から前記指定金額を引き落とす決済処理を行わせる決済処理手段および前記決済処理手段による決済処理の完了により該決済処理に係わる指定金額に対応した有価価値が関連付けられた記録媒体を発行する媒体発行手段を有する遊技料金処理ユニット

を具備し、

前記遊技料金処理ユニットは、

前記決済処理に係わる利用制限情報を記憶する記憶手段と、

前記決済処理手段による前記決済処理に際して、該決済処理が前記記憶手段に記憶された利用制限情報で規定される利用限度範囲内か否かを判定する判定手段と、

前記判定手段により前記決済処理が前記利用限度範囲内でないと判定された場合は、該決済処理を禁止するように規制する決済処理規制手段と

を具備する遊技システム。

【請求項4】

前記利用制限情報は、

一定期間内の利用上限金額、一定期間内の利用上限回数、1回の利用における上限金額、1回の利用における下限金額のうちの少なくとも1つを含む請求項1乃至3のいずれかに記載の遊技システム。

【請求項5】

前記判定手段は、

前記デビットカードの識別情報に基づき、前記決済処理が前記記憶手段に記憶された利用制限情報で規定される利用限度範囲内であるか否かの判定を行う請求項1乃至3のいずれかに記載の遊技システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】遊技システム

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、パチンコ店等の遊技場に設置され、プリペイドカード等の遊技用記録媒体を受け入れて、該記録媒体に付与された有価価値または有価価値を特定する情報に基づいて遊技媒体を貸し出し可能とするカードシステムを備えた遊技システムに係わり、詳しくは、遊技媒体の貸し出しにデビットカードも併用できるようにした遊技システムに関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明は上記問題点を解消し、遊技場内に設置されたデビット端末での決済金額を制限することにより、遊技客を遊技にのめり込ませることを抑制できる遊技システムを提供することを目的とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

上記目的を達成するため、請求項1の発明は、有価価値が関連付けられた記録媒体を受け入れ、該有価価値に基づいて遊技媒体を貸し出す処理を行う記録媒体処理装置と、前記遊技媒体を用いて遊技を行う遊技機とを有する遊技システムにおいて、デビットカードからカード情報を読み取り、該カード情報と指定金額とを通信回線を介してデビットシステムに送信することにより、当該カード情報に対応した口座から前記指定金額を引き落とす決済処理を行わせる決済処理端末と、前記決済処理端末による決済処理の完了により該決済処理に係わる指定金額に対応した有価価値が関連付けられた記録媒体を発行する媒体発行機とを具備し、前記決済処理端末は、前記決済処理に係わる利用制限情報を記憶する記憶手段と、前記決済処理端末による前記決済処理に際して、該決済処理が前記記憶手段に記憶された利用制限情報で規定される利用限度範囲内か否かを判定する判定手段と、前記判定手段により前記決済処理が前記利用限度範囲内でないと判定された場合は、該決済処理を禁止するように規制する規制手段とを具備する。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、請求項2の発明は、有価価値が関連付けられた記録媒体を受け入れ、該有価価値に基づいて遊技媒体を貸し出す処理を行う記録媒体処理装置と、前記遊技媒体を用いて遊技を行う遊技機とを有する遊技システムにおいて、デビットカードからカード情報を読み取り、該カード情報と指定金額とを通信回線を介してデビットシステムに送信することにより、当該カード情報に対応した口座から前記指定金額を引き落とす決済処理を行わせる決済処理端末と、前記決済処理端末からの決済処理の完了通知により該決済処理に係わる指定金額に対応した有価価値が関連付けられた記録媒体を発行する媒体発行機と、会員カードから会員情報を読み取り、該会員情報を基づき各会員に対応した処理を行う会員管理端末と、会員情報を記憶し、前記会員管理端末から受け取った会員情報を基づき会員の管理を行う会員管理装置とを具備し、前記会員管理装置は、前記決済処理に係わる利用制限情報を前記会員情報に対応して記憶する記憶手段と、前記決済処理端末による決済処理に際して、前記会員管理端末から受け取った会員情報を基づき該決済処理が前記記憶手段に

記憶された利用制限情報で規定される利用限度範囲内であるか否かを判定する判定手段と、前記判定手段により前記決済処理が前記利用限度範囲内でないと判定された場合は該決済処理を禁止するように規制する規制手段とを具備する。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、請求項3の発明は、有価価値が関連付けられた記録媒体を受け入れ、該有価価値に基づいて遊技媒体を貸し出す処理を行う記録媒体処理装置と、前記遊技媒体を用いて遊技を行う遊技機とを有する遊技システムにおいて、デビットカードからカード情報を読み取り、該カード情報と指定金額とを通信回線を介してデビットシステムに送信することにより、当該カード情報に対応した口座から前記指定金額を引き落とす決済処理を行わせる決済処理手段および前記決済処理手段による決済処理の完了により該決済処理に係わる指定金額に対応した有価価値が関連付けられた記録媒体を発行する媒体発行手段を有する遊技料金処理ユニットを具備し、前記遊技料金処理ユニットは、前記決済処理に係わる利用制限情報を記憶する記憶手段と、前記決済処理手段による前記決済処理に際して、該決済処理が前記記憶手段に記憶された利用制限情報で規定される利用限度範囲内か否かを判定する判定手段と、前記判定手段により前記決済処理が前記利用限度範囲内でないと判定された場合は、該決済処理を禁止するように規制する決済処理規制手段とを具備する。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、請求項4の発明は、請求項1乃至3のいずれかの発明において、前記利用制限情報は、一定期間内の利用上限金額、一定期間内の利用上限回数、1回の利用における上限金額、1回の利用における下限金額のうちの少なくとも1つを含む。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

また、請求項5の発明は、請求項1乃至3のいずれかの発明において、前記判定手段は、前記デビットカードの識別情報に基づき、前記決済処理が前記記憶手段に記憶された利用制限情報で規定される利用限度範囲内であるか否かの判定を行う。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0046

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0046】

本発明のシステムの構成上の特徴として、上記各島 30 の構成要素として更にデビット端末 80 が追加されている。このデビット端末 80 は、図 1 に示す如く、カード発行機 60 に隣接して設置され、かつ当該カード発行機 60 と通信路で接続されている。

【手続補正 12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0047

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0047】

また、このデビット端末 80 は、パチンコ店 3 の店外において、公衆回線網 4 を介して情報処理センタ 5 に接続されている。

【手続補正 13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

このデビットカードによる決済の制限をかける処理を行う部分としては、後で述べるように、デビットカードシステム内の情報処理センタ 5 とすることができるし、デビット端末 80 若しくは会員管理システム（会員管理用 T/C 10）とすることもできる。

【手続補正 14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0119

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0119】

また、本実施例では、デビット端末 80 とカード発行機 60 を独立に設けたが、これらを 1 ユニット（請求項の遊技料金処理ユニットに相当）内に一体化した構造としても良い。